



成人男性に対する

風しん抗体検査と予防接種についてのお知らせ

国は、風しんの追加対策として、これまでに予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い(約80%)下記対象者に風しんの抗体検査と予防接種を実施します。

対象となる方には、市からクーポン券と案内を送付します。ぜひご利用ください。

風しんの
予防接種が
なぜ必要か

風しんは感染力が強く、感染者の飛まつ(唾液のしぶき)などによって他の人に移ります。

妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(目や耳、心臓に障害が出る)になる可能性があります。

大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することもあります。無症状でも他人に感染することがあるので、感染を拡大させないために、社会全体が免疫を持つことが重要です。

対象者	昭和37年4月2日生まれ～ 昭和54年4月1日生まれの男性
対象となる項目	①風しん抗体検査 ②抗体検査の結果、十分な量の風しん抗体がない方に対する風しん予防接種
費用	無料
案内クーポン券送付時期	5月下旬ごろ

詳しい内容については、市のホームページをご覧ください。

問 健康づくり推進課 ☎内線1747

消費生活の窓

平成30年度 牛久市消費生活センターに
寄せられた相談内容の一例

- ◆覚えのない請求がくる**架空請求**
- ◆いきなり料金請求表示がなされる**ワンクリック請求**
- ◆点検をきっかけに契約を迫る**住宅点検商法**
- ◆被害者を再びねらう**原野商法の二次被害**

「誰でもだまされる」という認識を持ちましょう。

大切なのは一人で悩まず、直ちに信頼できる人や機関に相談することです。消費生活センターでは、平日午前9時から午後4時まで相談をお受けしています。

ご相談は牛久市消費生活センターへ

相談日 月～金曜日
(午前9時～午後4時)

問 牛久市消費生活センター

☎830-8802

2019年度消費者月間
ともに築こう 豊かな消費社会

〜誰一人取り残さない2019〜

毎年5月は「消費者月間」です。「消費者保護基本法」(現「消費者基本法」)が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年5月から毎年5月が「消費者月間」とされました。

今年度は「ともに築こう 豊かな消費生活〜誰一人取り残さない2019〜」を統一テーマに掲げ、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業が全国で展開されます。